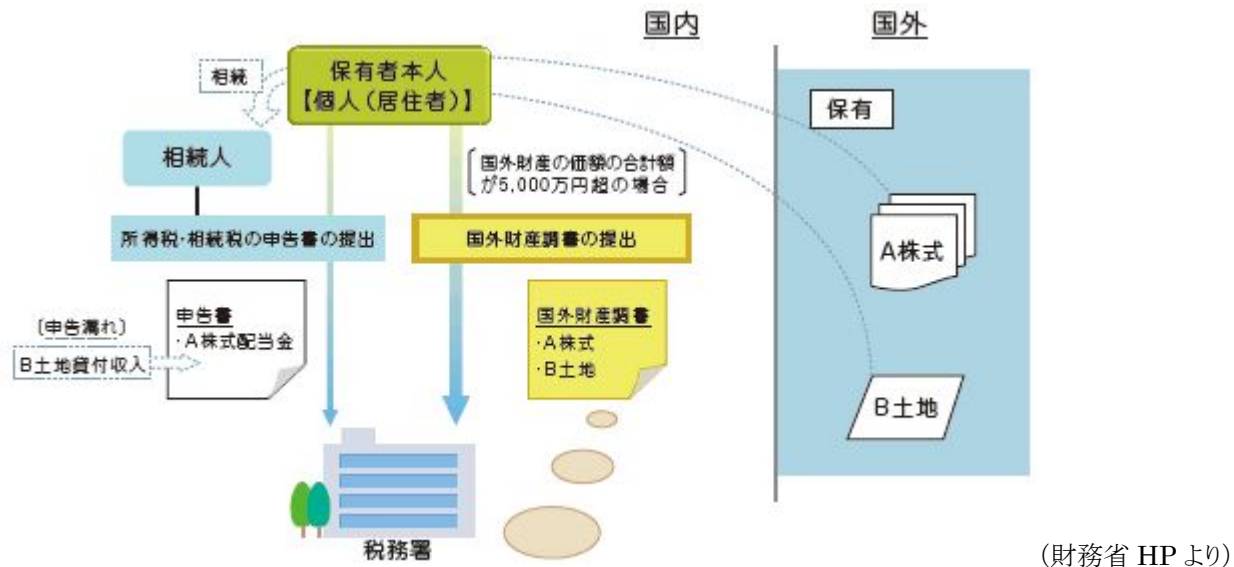

今月のテーマ 国外財産調書制度について

平成24年度税制改正において、国外財産調書制度が創設されました。毎年12月末において5,000万円を超える財産を国外に有している場合には、翌年の確定申告時にその財産の内容を示した書類を税務署に提出しなければならないこととなります。今回はこの国外財産調書制度についてご紹介したいと思います。

1. 制度の概要

その年12月31日において時価合計5,000万円超の国外財産(債務を除く)を有する個人(※)は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、翌年3月15日までに所轄の税務署長に提出しなければなりません。

※ この制度の対象となる個人は、国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人(日本国籍を有しておらず、過去10年間日本に住所等を有していない期間の合計が5年以下である個人を除く)をいいます。



2. 罰則規定

国外財産調書に虚偽の記載をして提出した者や正当な理由がなく提出期限までに提出をしなかった者については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

3. 加算税の特例

(1) 所得税・相続税の優遇措置

国外財産にかかる所得税・相続税の申告もれの場合の過少申告加算税(10%、15%)又は無申告の場合の無申告加算税(15%、20%)について、提出された国外財産調書にその申告もれ等にかかる国外財産の記載があるときは、その記載がある部分について課される過少申告加算税又は無申告加算税が5%軽減されます。

(2) 所得税の加罰措置

国外財産にかかる所得税について、提出された国外財産調書に申告もれにかかる国外財産の記載がない場合又は国外財産調書の提出がない場合には、その記載がない部分について課される過少申告加算税又は無申告加算税が5%加算されます。

4. 適用開始時期

上記の国外財産調書制度・罰則規定・加算税の特例の適用は以下のとおりとなります。

- 国外財産調書の提出・加算税の特例 → 平成26年1月1日以後提出より適用
※ 平成25年12月31日において合計5,000万円超の国外財産を有する方から対象となります。
- 罰金制度 → 平成27年1月1日以後提出分より適用